

横浜市資産指令第1034号  
令和2年11月1日

許可番号 第05600031988号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県横浜市磯子区田中二丁目21番19号

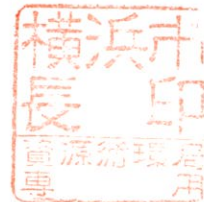
氏 名 宮本土木 株式会社  
代表取締役 其田 和之 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

横 浜 市 長 林 文 子

許 可 の 年 月 日 令和2年9月1日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和7年8月31日



### 1. 事業の範囲

#### 産業廃棄物の種類

(1) 収集・運搬（積替え及び保管を除く）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む） 以上8種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成7年8月1日 新規許可

令和2年9月1日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。